

平成 23 年 5 月

各 位

**「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律  
第7条第1項に規定する説明書類」について**

山形第一信用組合は、「公共的使命を全うするため、地域社会・地域経済の発展に貢献すること」を経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様との対話により、金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条第1項に基づき、当組合が、同法第4条及び第5条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、ならびに同法第6条の規定に基づいて取った措置の概要に関する事項をまとめましたので、お知らせいたします。

記

- 第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の適切に把握するための体制の概要
- 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
- 第5 法第4条に基づく措置の実施状況
- 第6 法第5条に基づく措置の実施状況

以 上

本件に関するお問い合わせ先 融資部 : 二宮・山木 TEL : 0238-52-1410 (代表)
---

## 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第7条第1項に規定する説明書類

### 第1 金融円滑化の基本方針

当組合では、金融円滑化法、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び組合の経営理念・経営方針に則った、「金融円滑化管理方針」を理事会の決議により制定しております。概要は以下のとおりです。

#### 1 取組み方針

当組合では、地域の中小企業者及び個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用組合にとって最も重要な社会的使命であることを常に第一に考え、お客様からの資金需要や返済計画の見直しなどのご相談やお申込みがあった場合は、これまでと同様、お客様の抱えている悩み等を一緒に考え十分に把握したうえで、その問題の解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

#### 2 金融円滑化の実施に向けた体制整備

- (1)金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備を図るため、平成22年1月26日開催の理事会において、「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」及び、「金融円滑化管理対応要領」を制定しました。
- (2)お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うため、本部に金融円滑化管理統括部を設置し、各営業店と連携して事業支援や経営改善支援に取り組んでまいります。
- (3)関係部店ごとに金融円滑化管理担当者を配置し、相談案件の進捗管理や担当者への適切な指示・指導を行ってまいります。
- (4)お客様からの苦情等については、営業店担当者または本部のコンプライアンス統括部署で記録・報告を行うとともに、コンプライアンス統括部署がとりまとめのうえ、適切に対応を行い、改善につなげてまいります。
- (5)複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件変更等の申出があった場合、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認、照会を行う等、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。
- (6)貸付条件変更等を行った後であっても、お客様の必要な資金については積極的にご相談に応じます。また、貸付条件の変更等の申出に止むを得ず拝辞する場合は、お客様にご理解と納得が得られるご説明をさせて頂くよう最大限の努力をいたします。

## 第2 条件変更等の対応状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、「中小企業金融円滑化法」第4条及び第5条の規定に基づく対応を適切に把握するため、以下の体制を整備いたしました。

- (1)金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会とし、金融円滑化管理全般を統括する部門を融資部、融資部長を金融円滑化管理責任者に任命し、営業店の統括者を営業店長とし、金融円滑化に係る対応状況を把握・管理することとしています。
- (2)営業店等はお客様から貸付条件の変更等の相談、申込みを受付けた場合、その内容、対応状況を記録し5年以上保存することとしています。
- (3)営業店は定期的または必要に応じて随時に金融円滑化関連情報を金融円滑化管理責任者あて報告することとしています。
- (4)金融円滑化管理責任者は定期的または必要に応じて理事会、常勤理事会及び監事等に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理状況を報告することとしています。
- (5)金融円滑化管理責任者は適切な金融円滑化の実施にあたって必要と判断した情報については、関係部署および営業店等に対し情報を還元し共有化を図ることとしています。

## 第3 条件変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

金融円滑化に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要は以下のとおりです。

- (1)中小企業のお客様や住宅ローンをご利用頂いているお客様等から、お借入条件変更に関する苦情・相談等をお受けする専用窓口「金融円滑化に関する苦情・相談窓口」を、各営業店に開設し、金融円滑化管理担当者を配置し対応しています。
- (2)受付けた苦情等は、コンプライアンス統括部及び金融円滑化管理統括部に報告する体制としており、受付けた苦情等にコンプライアンス統括部及び金融円滑化管理統括部は連携して対応することとしています。

## 第4 中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制概要

お客様の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制

は以下のとおりです。

- (1)お客様への定期的な訪問による密度の高いコミュニケーション等により、定性的な情報を含め、お客様の経営の実態把握に努め、経営改善計画の策定をご支援するほか、計画見直し等の場合についても適切な助言等を行います。
- (2)各営業店に事業所スペシャリストを配置するなど、お客様のご要望にお応えできるよう役職員が一体となって全力で取組んでまいります。
- (3)従来より行っている「中小企業支援ネットワーク強化事業」の活用や、必要に応じて外部専門家や他金融機関等と連携して対応してまいります。

#### **第 5 法第 4 条に基づく措置の実施状況**

別表 1 から別表 4 のとおり。

#### **第 6 法第 5 条に基づく措置の実施状況**

別表 5 および別表 6 のとおり。

以 上

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に対する法律第4条・第5条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(お客様が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	613	1,795	2,667	3,425	4,332	5,148
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	314	943	1,371	1,767	2,083	2,287
うち、実行に係る貸付債権の額	135	943	1,329	1,616	1,998	2,228
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	179	0	30	138	27	1
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	11	11	57	57
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	298	852	1,295	1,658	2,248	2,860
うち、実行に係る貸付債権の額	98	742	1,122	1,437	2,089	2,673
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	8	8	17	22
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	133	44	79	128	55	61
うち、取下げに係る貸付債権の額	65	65	84	84	86	103

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(お客様が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	54	156	243	341	418	508
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	27	65	101	154	181	200
うち、実行に係る貸付債権の数	13	65	97	136	174	195
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	14	0	3	17	3	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1	4	4
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	27	91	142	187	237	308
うち、実行に係る貸付債権の数	7	80	128	164	224	285
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	2	2	3	4
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	17	8	7	16	4	11
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	3	5	5	6	8

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(お客様が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付を有する場合)

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込が行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	59	318	357	491	582	613
うち、実行に係る貸付債権の額	59	318	339	405	531	566
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以降になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	17	86	4	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	46	46

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(お客様が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付を有する場合)

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込が行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	5	9	18	38	45	48
うち、実行に係る貸付債権の数	5	9	17	25	41	45
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以降になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	1	13	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	3	3



(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(お客様が住宅資金借入者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	19	59	106	148	181	227
うち、実行に係る貸付債権の額	19	47	89	128	181	198
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	11	17	19	0	28
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(お客様が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	8	15	21	24	29
うち、実行に係る貸付債権の数	1	6	13	19	24	25
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	2	2	2	0	4
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0